（目　的）

第 1 条　この規程は、社会福祉法人農協共済中伊豆リハビリテーションセンター（以下「当法人」という。）定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）（以下「役員等」という。）の報酬等に関する事項を定める。

（報酬等の支給）

第 2 条　役員等には、勤務実態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

(1) 常勤役員（就業規則に規定する職員の勤務規定に準じて勤務する役員）については、報酬及び退職手当を支給する。

(2) 非常勤役員等（前号以外の評議員・役員）については、業務に応じた報酬を支給することとし、退職手当は支給しない。

2　常勤役員に対する退職手当は、常勤役員として任期を満了又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（常勤役員の報酬等の算定方法）

第 3 条　常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第 1 に定める額とする。

(2) 退職手当については、別表 2 に定める額とする。

(3) 常勤役員が職務のため出張をする時は、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費等）を支給する。

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第 4 条　非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表 3 に定める額とする。

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をする時は、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費等）を支給する。

2　前項に規定する報酬、旅費について、所属機関の規程等により、受領することができない場合は、報酬、旅費の全部又は一部を支給しない。

（当法人等職員給与との併給）

第 5 条　当法人や他の関係機関の職員を兼ね、職員給与を受給している者については、報酬及び退職手当を支給しない。

（常勤役員に対する報酬等の支給方法）

第 6 条　常勤役員に対する報酬等の支給方法は、次のとおりとする。

(1) 報酬等の支給日は次のとおりとする。

区分	支給日
報　　酬	当該月の報酬を当該月の 21 日に支給する。
退職手当	退任した月の翌月末に支給する。
旅　　費	出張の都度、支給する。

(2) 支給日の前後に常勤役員に就任した場合等の報酬は、翌月 21 日に支給することがある。
(3) 支給日が休日または土曜日のときは、順次前日に繰り上げる。
(4) 報酬等は、通貨をもって、直接本人に支給するものとする。
(5) 前項の規定にかかわらず、報酬等は本人の指定する本人名義の預貯金口座への振込方法を採ることができる。
(6) 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった昼食代、積立金等を控除して支給する。

（非常勤役員等に対する報酬等の支給方法）

第 7 条　非常勤役員等に対する報酬等の支給方法は、次のとおりとする。
(1) 非常勤役員等に対する報酬等は、用務の都度、支給する。
(2) 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（報酬の日割り計算）

第 8 条　新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
2　常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
3　月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、就任日から、退任・解任日までの日割り計算によって支払う。
4　第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

（端数計算）

第 9 条　報酬、退職手当の計算上生ずる円未満の端数は、これを切り上げる。

（慶　弔）

第 10 条　当法人の役員等の弔事に対しては、別表 4 に定める額を香典として支給する。

（公　表）

第 11 条　当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（規程の改廃）

第 12 条　この規程の改廃は、評議員会の議を経て行う。

付　　則（平成 29 年 6 月 14 日制定）

この規程の変更は、平成３０年１２月１９日から施行する。
この規程の変更は、令和元年１２月１８日から施行する。
この規程の変更は、令和２年３月１９日から施行する。

別表１（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額
常勤役員	0 円

当法人の常勤役員は、第５条に定める当法人等職員給与との併給者のみである。
※常勤役員への役員報酬の支給はありません。

別表２（常勤役員等の退職手当金算定式）

役職名	退職手当金の額
常勤役員	0 円

当法人の常勤役員は、第５条に定める当法人等職員給与との併給者のみである。
※常勤役員への役員報酬の支給はありません。

別表３（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	報酬の額
評議員会への出席	日額　10,000 円（税抜）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額　10,000 円（税抜）

(2) 理事

	報酬の額
理事会等会議への出席	日額　10,000 円（税抜）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額　10,000 円（税抜）

(3) 監事

	報酬の額
理事会・監事監査等への出席	日額　10,000 円（税抜）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額　10,000 円（税抜）

別表４（役員等への香典）

	香典の額
役員等	30,000 円